



(電子版)

info@jikosoren.jp

2020年 第20号 2020年5月20日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

防護スクリーン、乗客にマスクの協力要請など 全タク連がタクシー感染予防ガイドライン作成

全タク連は5月14日、タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第1版）を作成しました。政府の対処方針を踏まえて整理したもので、事業者は従業員らの感染防止に努めることとしています。主な内容（一部）は、以下のとおりです。全文はPDFファイルで添付します。

◎健康管理

- ・従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いが重点的に確認する。

◎車両・設備・器具

- ・事業用自動車内の座席、手すり、防護スクリーン、タブレットなど、乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、こまめに消毒を行う。また、座席に掛ける布については、定期的に洗濯する。
- ・運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置すること等により、乗客と乗務員の飛沫感染を防止するよう努める。

◎運行中

- ・乗務員は、運行中はマスクの着用を徹底する。
- ・乗客の意向を確認した上で、エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用することができるように配慮する。
- ・乗客の降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。
- ・運賃の受け渡し等において、マスクや手袋を着用するとともに、乗客との直接接触を減らすよう努め、乗客降車後は車内の消毒を行う。

◎従業員に対する協力のお願い

- ・発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。

◎利用者に対する協力のお願い

- ・定員上、後部座席に着席可能である場合には、利用者に対して可能な限り後部座席に乗車するよう理解と協力を求める。
- ・乗車に際しては、利用者のマスク着用について理解と協力を求める。